

次世代認定マーク「くるみん」の 取得企業増加中！！

1 大阪労働局管内の「くるみん」認定状況

平成 26 年 8 月 31 日現在

■ 認定企業 **127** 社

うち労働者数 300 人以下の企業 **21** 社

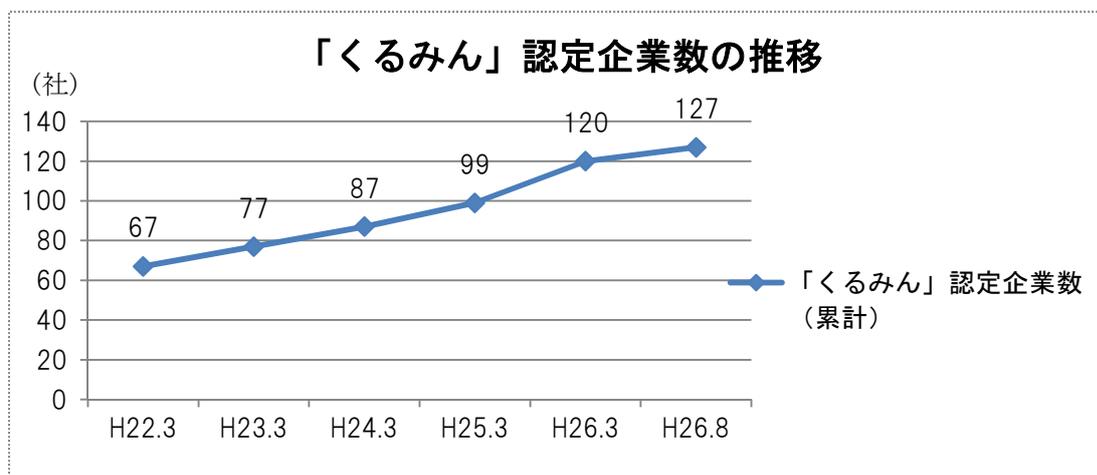


○大阪労働局管内の認定企業は、平成 26 年 8 月末現在で 127 社に達しています。

(P5 / 「(大阪労働局) 認定企業名簿」参照)

(参考) 全国の認定企業数、1,951 社 (平成 26 年 8 月末現在)

次世代認定マーク
愛称：くるみん



「くるみん」マークとは？

一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなど、一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみんマークの認定）を受けることができます。

くるみん認定を受けた事業主は、「子育てサポート企業」の証、「くるみん」マークを取得し、商品や求人広告等につけることで、子育てサポート企業として、PR することができます。

○次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）の改正により、法律の有効期限が延長され、新たな認定（特例認定）制度が創設されたことから、大阪労働局では、更に積極的な認定取得についての周知・啓発を行っていきます。

（詳細は、P4 / 「4 次世代法が変わります！！」参照）

また、大学や専門学校の学生等に対しても、就職面接会等、あらゆる機会を捉えて「くるみん」の認知度を高めていき、認定企業の増加を目指すこととしています。

○認定企業名は、大阪労働局ホームページで閲覧できます。

また、各企業の取り組みについては、「両立支援のひろば」でご覧いただけます。

■大阪労働局HP：<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

■両立支援のひろば：<http://www.ryouritsu.jp>

2 くるみんマークの取得は、企業のイメージアップ、生産性の向上や優秀な人材の採用・定着が期待できます

— くるみん認定企業の声 —

くるみんマーク表示の効果は？

- 社外向け
 - ・ 役員の名刺につけたところインパクトがあった
 - ・ 企業イメージの向上に繋がり、信用度がアップした
- 社内向け
 - ・ 出産等を理由に退職する者が減り、社員の定着を図ることができた
 - ・ ワークライフバランスへの関心が高まった
 - ・ 職場環境の改善や意識改革に繋がった
 - ・ 全社員に両立支援制度を周知することができた
- 採用活動
 - ・ 採用競争力の強化に繋がった（学生の企業選びの指標となっている）
 - ・ 多様な人材を確保することができた
 - ・ 大学キャリアセンターより、学生への企業イメージが良いとの評判を受けた

くるみんマークの表示方法は？

- ・ 名刺に表示
- ・ 会社ホームページ、CSR報告書等広報誌に掲載
- ・ 採用パンフレット、求人広告に掲載
- ・ イン트라ネットに掲載
- ・ 社内報、ポスター等に掲載
- ・ 社内向け両立支援パンフレットに掲載 など

3 くるみんを知っている学生の55%が、就職先を選ぶときにくるみん取得を「参考にする」と回答

— 学生の「くるみん」認知度アンケート —

本年6月に開催した合同就職面接会（「近畿ブロック大学等就職フェア2014」）に参加した大学生、専門学校生等（既卒者を含む）を対象に、「くるみん」マークの認知度に関するアンケート調査を行いました。調査結果は下記のとおりとなっています。

【アンケート実施方法】

実施日：平成26年6月27日（於：インテックス大阪）

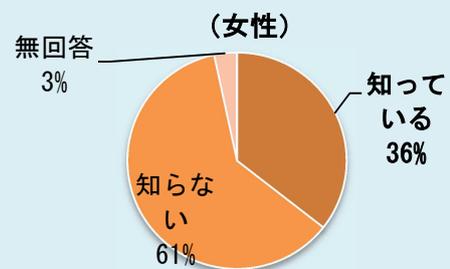
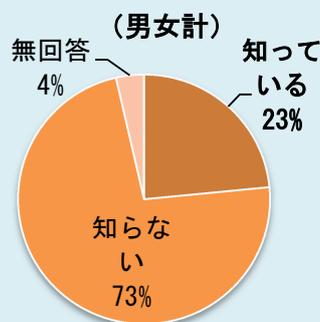
対象：合同就職面接会「近畿ブロック大学等就職フェア2014」に参加の大学生・専門学校生等（既卒者を含む）

参加者数：951人 回答者数：308人（回答率32.3%）

回答者内訳：男性158人（51%） 女性149人（48%） 無回答1人（1%）

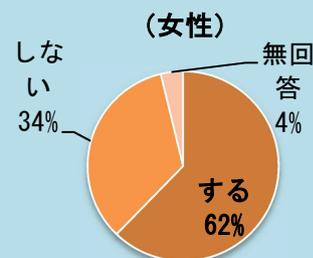
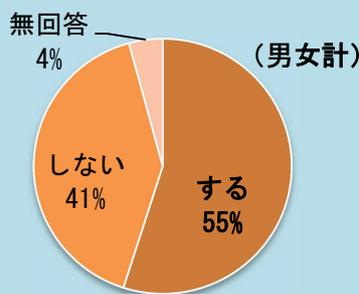
Q1

「くるみん」を知っていますか？



Q2

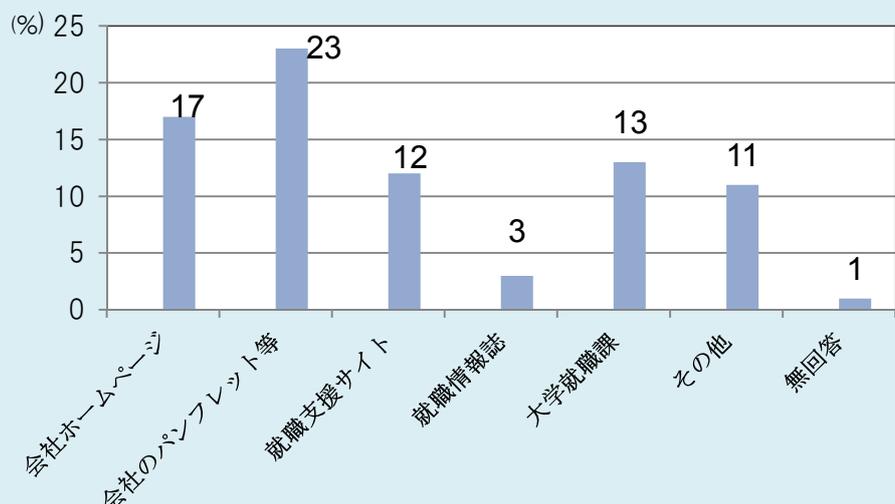
就職先を選ぶときに、「くるみん」の取得を参考にしますか？
（くるみんを「知っている」と回答した人の割合）



Q3

「くるみん」をどこで知りましたか？
（くるみんを「知っている」と回答した人の割合）

※複数回答あり



4 次世代法が変わります！！

次世代法に基づく10年間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、更に、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を改善し、充実させるため、以下の点について、改正することとなりました。

改正ポイント①：法律の有効期限の延長（平成26年4月23日施行）

法律の有効期限が、**平成37年3月31日**まで延長されました。

引き続き平成37年3月31日までは、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局雇用均等室に届出を行っていただく必要があります。（従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務）

改正ポイント②：新たな認定（特例認定）制度の創設
（平成27年4月1日施行）

くるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する**新たな認定（特例認定）制度**が創設されます。

特定認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定・届出に代わり、**次世代育成支援対策の実施状況を公表**していただくことになります。

○その他、行動計画指針、現行の「くるみん認定」の認定基準も変更となる予定です。行動計画指針、「くるみん認定」基準、「特例認定」基準、「特例認定」に係る公表方法等の詳細については、本年秋頃に決定し、ホームページ等でお知らせする予定です。改正法の説明会についても、冬頃の開催を予定しています。



「特例認定」制度の新マークは、
現在、検討中です！

(大阪労働局) 認定企業名簿

* 認定後に合併等により消滅した企業を除く(平成26年8月31日現在)

企業名					
1	(株)青山ケアサポート	44	サントリーホールディングス(株)	87	(株)日本公文教育研究会
2	(株)アクセス	45	三洋商事(株)	88	日本システム技術(株)
3	旭化成せんい(株)	46	三洋電機(株)	89	日本生命保険相互会社
4	アップリカ・チルドレンズプロダクツ(株)	47	(株)JR西日本ITソリューションズ	90	日本臓器製薬(株)
5	五鈴精工硝子(株)	48	塩野義製薬(株)	91	日本フッソ工業(株)
6	イズミヤ(株)	49	(株)システムダイナミックス	92	バイエル薬品(株)
7	イズミヤカード(株)	50	シャープ(株)	93	(株)パイオン
8	イトウ精工(株)	51	スミセイ情報システム(株)	94	ハウス食品(株)
9	稲畑産業(株)	52	住友電気工業(株)	95	(株)パトライト
10	岩井コスモ証券(株)	53	住友電工ツールネット(株)	96	パナソニック(株)
11	(株)エキリテール・サービス阪急阪神	54	積水化学工業(株)	97	(株)日本触媒
12	江崎グリコ(株)	55	積水化成成品工業(株)	98	パナソニックSNソフトウェア(株)
13	NRIネットコム(株)	56	積水ハウス(株)	99	パナソニック健康保険組合
14	NECシステムテクノロジー(株)	57	(株)千趣会	100	パナソニック ファクトリーソリューションズ(株)
15	(株)エヌ・ティ・ティデータ関西	58	千趣会コールセンター(株)	101	パナホーム(株)
16	(株)エヌ・ティ・ティ・データ・セキスイシステムズ	59	象印マホービン(株)	102	阪急電鉄(株)
17	大阪いずみ市民生活協同組合	60	ダイキン工業(株)	103	阪神高速道路(株)
18	大阪ガス(株)	61	大光電機(株)	104	阪神電気鉄道(株)
19	大阪厚生信用金庫	62	大日本住友製薬(株)	105	PFU西日本(株)
20	国立大学法人 大阪大学	63	ダイハツ工業(株)	106	(株)ビオ・マーケット
21	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団	64	(株)ダイヤアクセス	107	(株)ビケンテクノ
22	(株)オージス総研	65	大和ハウス工業(株)	108	日立造船(株)
23	大塚化学(株)	66	大和リース(株)	109	日立マクセル(株)
24	(株)大西	67	(株)高島屋	110	富士火災海上保険(株)
25	小野薬品工業(株)	68	武田薬品工業(株)	111	不二製油(株)
26	(株)カトー精工	69	(株)竹中工務店	112	(株)富士通システムズ・ウエスト
27	(株)カネカ	70	田辺三菱製薬(株)	113	富士通関西中部ネットテック(株)
28	(株)カプコン	71	(株)チャーム・ケア・コーポレーション	114	藤本化学製品(株)
29	(株)関西アーバン銀行	72	ディアンドアイ情報システム(株)	115	(社)ほしの会
30	関西ペイント(株)	73	帝国航業(株)	116	丸石製薬(株)
31	(株)近畿大阪銀行	74	帝人(株)	117	丸大食品(株)
32	(株)クボタ	75	帝人フロンティア(株)	118	マルホ(株)
33	クボタシーアイ(株)	76	(株)天彦産業	119	美津濃(株)
34	(株)栗本鐵工所	77	東洋炭素(株)	120	(株)メディコン
35	京阪電気鉄道(株)	78	東洋紡(株)	121	(株)ヤマダ・エスバイエルホーム
36	(株)神戸屋	79	東レ(株)	122	(株)ユー・エス・ジェイ
37	コクヨ(株)	80	東和薬品(株)	123	(株)読売新聞大阪本社
38	コクヨS&T(株)	81	トラスコ中山(株)	124	(株)ワールドテレネット
39	コクヨファニチャー(株)	82	長瀬産業(株)	125	(株)リそな銀行
40	(株)コングレ	83	(株)ナリス化粧品	126	レンゴー(株)
41	サンコーインダストリー(株)	84	西日本建設業保障(株)	127	ロート製薬(株)
42	サラヤ(株)	85	西日本電信電話(株)		
43	参天製薬(株)	86	西日本旅客鉄道(株)		

(五十音順)

【 認定基準 】

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 4 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること（策定または変更後、おおむね3ヶ月以内）。
- 5 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等をしたものが1人以上いること。
【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主の特例】
当該計画期間において男性労働者のうち育児休業等をしたものがない中小事業主は、次のいずれかに該当すれば足りる。
 - ① 計画期間において、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（ただし、1歳に満たない子のために利用した場合を除く。）。
 - ② 計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
 - ③ 当該計画の開始前3年以内の期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等したものが1人以上いること。
- 6 計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率が70%以上であること。
【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主の特例】
当該計画期間において女性の育児休業取得率が70%未満である場合は、当該計画の開始前3年以内の日であって当該中小企業が定める日から計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における女性の育児休業取得率が70%以上であれば足りる。
- 7 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」※を講じていること。
※1 「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置」とは、育児・介護休業法第24条第1項第3号により事業主が必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている措置をいいます。なお、これらの措置は計画期間終了時までには措置されていればよく、措置が講じられた時期は問いません。
※2 「始業時刻変更等の措置」とは、以下のような措置をいいます。
 - ・フレックスタイム制度
 - ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - ・事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- 8 次の①～③のいずれかを実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

行動計画の策定・認定基準・認定企業一覧については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- | | |
|--------------|---|
| ○行動計画の策定について | http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html |
| ○認定基準について | http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/ninteikijun.pdf |
| ○認定企業について | http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/ |